

1 5 特殊学級

□ 概説

1. 小学校、中学校には、次に該当する児童生徒のために特殊学級を置くことができる。
 - ・知的障害者
 - ・肢体不自由者
 - ・身体虚弱者
 - ・弱視者
 - ・難聴者
 - ・その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

疾病により療養中の児童生徒に対して、特殊学級を設け、または教員を派遣して教育を行うことができる。 (学校法第75条)
2. 設置の条件

	知的障害	(通級指導に該当しない児童生徒)				
		言語	難聴	情緒	肢体	病弱
新 設	4人以上			その都度検討		
継 続	3人以上 (3年間に限り休級を認める)			その都度検討		

- ・新設、継続、復級いずれの場合も就学指導委員会の判定及び適正な就学指導に基づくこと。
- ・継続、復級にあたっては在籍者の障害の程度、指導時間数等を見直し、通級指導が適切な場合には切り替えを図る。

- ・知的障害、言語、難聴の新設・継続ともに、条件に満たない場合にも児童生徒の障害の程度、地域の実情等を検討し、必要に応じて認可する。
- ・今年度の在籍者がすべて卒業し、新入生のみが新たに在籍者となる場合は、新設と見なして所定の手続きをすること。

□ 手続書類

(1) 新設の場合

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 市町村教委の (1) 特殊学級設置認可申請書 (2) 特殊学級個別表 (3) 就学指導委員会の判定資料 (4) 保護者の入級確約書あるいは校長の入級確認書	教育振興事務所 学校教育課	(様式特学1) + 写1部 (様式特学2) + 写1部 1部 + 写1部 1部 + 写1部	1月10日
2. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	1月14日

※留意事項

- ① 現在特殊学級が設置されている学校であっても、新しい種類の特殊学級を設置する場合は新設の手続が必要である。
- ② 特殊学級の新設、増設を予定している場合は、10月1日の「次年度学級編制及び教職員定数に関する資料」提出時に必ず算入する。(算入していない場合は、1月に申請しても認可されない場合がある。)
- ③ 新たに小中学校の特殊学級を担当し、給料の調整額を支給する場合及び特殊学級を担当していた職員が特殊学級以外の学級を担当することとなる場合及び養護学校に新たに勤務する職員については、調整額内申書が必要となるので管理調整担当との調整が必要である。